

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令第四条第二項の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が定める様式

内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省
農林水産省・経済産業省・国土交通省

第1 概要

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令（令和8年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第4号。以下「主務省令」という。）の施行に伴い、主務省令において特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が定めることとされた事項について定める。

第2 主な規定事項

主務省令第4条第2項の特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣が定める様式は、次の①～③に掲げる事象の区分に応じ、当該①～③に記載する様式とする。

- ①「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和7年5月28日関係省庁申合せ。以下「関係省庁申合せ」という。）2. に規定するDDoS攻撃事案に該当する事象

関係省庁申合せ別添様式1

- ②関係省庁申合せ2. に規定するランサムウェア事案に該当する事象

関係省庁申合せ別添様式2

- ③①及び②に掲げる事象以外の事象

関係省庁申合せ別添様式3

第3 施行期日等

公布日：令和8年9月（想定）

施行日：重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号）の施行の日（令和8年10月1日）

以上